

水道工事施工管理基準

平成27年 6月

北見市上下水道局

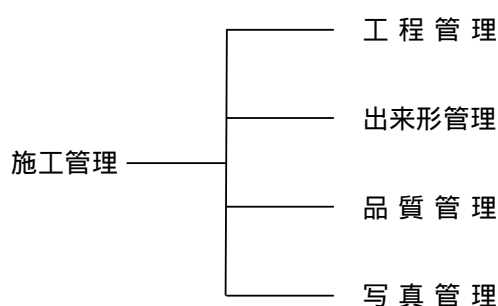
水道工事施工管理基準

1. 目的

- (1) 本基準は水道工事の施工について、工期・工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 構成

- (1) この基準における施工管理の構成は、次のとおりとする。



3. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の内容を十分に把握し、適切な時期に最適な管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、工事監督員の要求に対し速やかに提出するとともに、検査時に提出しなければならない。

3. 管理基準

(1) 工程管理

工程管理は、工事工程表及「工事旬報記載要領」に基づく工事旬報により管理するものとする。

(2) 出来形及び品質管理

受注者は、設計図書等に定められた工事目的物の出来形及び品質規格を確保するために、この基準を満足するよう管理しなければならない。

受注者は、工事の全てにおいて基準値を満足しなければならない。また、出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形測定表及び出来形管理図により管理するものとする。

(3) 写真管理

工事記録写真は「工事記録写真撮影要領」に基づき、施工管理の手段として、施工中及び工事完成後の明視できない箇所の施工状況・出来形寸法・品質管理状況・工事中の災害写真等を撮影し、整理するものとする。

出来形管理基準

種 別	工 種	項 目	許容範囲	測定基準
管布設工	布 設 工	中心線のズレ	± 50mm	40m 毎
		基 準 高	± 30mm	40m 毎
		継手の状態	1	継手全部
		施工延長	-0.1% 但し、延長 200m 未满是 -200mm	

この基準に定めのない項目は、「北海道建設部土木工事共通仕様書」等に準拠するものとし、施工管理計画作成時に工事監督員の承諾を得ること。

1 ダクタイル鋳鉄管及び溶接鋼管の継手の状態は継手チェックシート等により接合状況の確認を行うものとする。なお、継手チェックシート等は各種協会発行のチェックシートや、各種製品メーカーのチェックシートとする。